

高度管理医療機器等販売業・貸与業

許可更新申請に必要な書類等

・ 下記の項目を確認し、チェック欄 にチェック をお願いします。

- ① 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請書〔様式第90〕
- ② 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証
- ③ 更新申請手数料 11,300円 （現金）
- ④ 平面図〔様式1〕

・ 以下は該当する営業所のみ提出してください。

【申請者（申請者が法人であるときは、その業務に責任を有する役員を含む。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合】

- 精神の機能の障害に関する診断書

※ 有効期限までに更新許可が完了しない場合、新規許可の手続きとなり新規申請が必要になります。

※ 許可証の内容等に変更が生じた場合、新規申請又は変更の手続きが必要になることがあります。

※ 営業所を閉じる場合は、廃止の手続きを行ってください。